

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 九 五
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 九 五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 九 六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 九 六
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 九 六
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 九 七
 - 県営土地改良事業計画を変更した件二件 九 七
 - 土地改良法により換地処分をした件 九 七
 - 道路の区域を変更する件 九 八
 - 道路の供用を開始する件 九 八
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 九 八
- 公 告**
- 争議行為を行う旨通知があった件 九 九
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 九 九
 - 都市計画事業の認可の告示があった件二件 一〇〇
 - 一般競争入札を行う件 一〇〇
 - 福島県教育委員会教育長 随意契約の相手方を決定した件 一〇〇
 - 雑報 一〇一
 - 有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件の一部を改正する件 一〇三

告 示

福島県告示第百三十二号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和五年二月二十八日から施行する。

令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

第四の第一号(ア)中「当期事業年度開始日の直前五年以内に受講した」を「受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない」に改め、同号(四)ア中「労働福祉」を「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組」に改め、同号(四)アに次のように加える。

- (キ) 直前事業年度終了日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
- (ク) 審査対象年又は直前事業年度終了日以前三年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
- (ケ) 直前事業年度終了日におけるワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

(コ) 直前事業年度終了日における建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

第四の第一号(四)カ中「額」を削り、同号(四)ク中「国際標準化機構」を「国又は国際標準化機構」に、「登録」を「認証又は登録」に改め、同号(四)ケ及びコを削る。

(入札監理課)

福島県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局ゼネファーム東栄町店	会津若松市東栄町六一七	令和五年一月一日
調剤薬局ゼネファーム館馬店	会津若松市館馬町一一七	同日

調剤薬局ゼネファーム南町店	須賀川市南町三一七―一	同日
ゼネファーム薬局本町店	二本松市本町一―七―一	同日
ゼネファーム薬局小浜店	二本松市小浜字新町一九	同日
ゼネファーム薬局根崎店	二本松市根崎二―一九九	同日
アイン薬局国見店	伊達郡国見町大字塚野目字三本木一四―一	同日
調剤薬局ゼネファーム会津坂下店	河沼郡会津坂下町字五反田一―七九―二	同日
薬局ゼネファーム会津高田店	大沼郡会津美里町字高田道上二八四〇―一	同日
カケル薬局石川店	石川郡石川町双里字白坂下七五―五	同年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
薬局ゼネファーム東栄町店	会津若松市東栄町六一七	令和四年二月二一日
調剤薬局ゼネファーム館馬店	会津若松市館馬町一―七	同日

調剤薬局ゼネファーム南町店	須賀川市南町三一七―一	同日
ひかり歯科クリニック	伊達市保原町字二丁目九―一	同日
調剤薬局ゼネファーム会津坂下店	河沼郡会津坂下町字五反田一―七九―二	同日
調剤薬局ゼネファーム会津高田店	大沼郡会津美里町字高田道上二八四〇―一	同日
古市歯科クリニック	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山二七―三	令和五年一月一四日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
 令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	再開年月日
川村医院	双葉郡富岡町大字小浜字中央七三七	令和五年一月六日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防

支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局 原町店	南相馬市原町区大町三丁目七八	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二二二	令和五年一月一日	居宅療養管理指導 防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
調剤薬局ゼネファーム会津坂下店	河沼郡会津坂下町字五反田一一七九一一	株式会社ゼネラルファーマシー	福島市永井川字北谷地七一一	令和四年二月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導
薬局ゼネファーム会津高田店	大沼郡会津美里町字高田道上二八四	株式会社ゼネラルファーマシー	福島市永井川字北谷地七一一	同日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養

けやきデイサービスセンター	〇一一	南相馬市原町区小川町四二五番地	社会福祉法人伸生福祉会	南相馬市原町区小川町四〇九番地	令和五年一月三十一日	通所介護 養管理指導
---------------	-----	-----------------	-------------	-----------------	------------	---------------

(社会福祉課)

福島県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、龍生地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（防災ダム整備事業））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧にする。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年三月一日から
二月二十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
天栄村役場

(農村計画課)

福島県告示第百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、小高東部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年三月一日から
二月二十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

福島県告示第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和五年二月十日駒形第三地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
（農村基盤整備課）

（農村計画課）

福島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県中建設事務所で令和五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供す る。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字山上 字才木草二五九番地先 から 同 郡平田村大字北方 字榎坂二〇〇番地先ま で	変更前	A 八・五〇	二、七八九・〇
		変更後	A 八・五〇 三四・〇	二、七八九・〇
一般国道 三四九号	石川郡古殿町大字山上 字才木草二五九番地先 から 同 郡平田村大字北方 字榎坂二〇〇番地先ま で	変更前	B 一〇・〇〇	二、三七〇・〇
		変更後	B 一〇・〇〇 八五・八	一、〇四〇・〇

石川郡古殿町大字山上 字才木草二五九番地先 から 同 郡同 町大字山上 字才木草三二番一地先 まで	C 一四・〇〇 九〇・〇	一、三三〇・〇
--	--------------------	---------

（道路計画課）

福島県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設 事務所で令和五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	石川郡古殿町大字山上字才木草二 五九番地先から 同 郡同 町大字山上字才木草三 二番一地先まで	令和五年三月一日

（道路計画課）

福島県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法 業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画法の種類及び名称
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団 地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成三十年七月三十一日
- 四 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 令和二年十一月二十日
- 四 事業施行期間 令和二年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公 告

公告第四十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和五年二月二十日付けで通知があった。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 日時 令和五年三月九日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR

Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネス芦ノ牧及び山鹿クリニック
三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。
（雇用労政課）

公告第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、岩堰地区に係る泉管農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））の工事は令和四年十二月二十一日に完了したので公告する。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄
（農村計画課）

公告第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在	事業地の所在
県北都市計画道路事業三・五・一一八号腰浜町町庭坂線	福島県	福島市杉妻町二番一六号 福島県県北建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	

（まちづくり推進課）

公告第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在	事業地の所在
			福島県知事 内堀 雅雄

県中都市計画道路 路事業三・四・ 二〇六号須賀川 駅並木町線	福島県	郡山市麓山一丁 日一番一号 福島県県中建設 事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---	-----	------------------------------------	------------------------------

(まちづくり推進課)

公告第45号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 モバイルノート型パソコン 350台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年8月1日（火）
- (4) 納入場所 福島県企画調整部デジタル変革課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月22日

(水) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月28日(火)から同年3月22日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月21日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年3月7日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年3月7日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年4月14日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Laptop Computer 350 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 14 April 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 April 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか91施設の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年2月28日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか91施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育委員会教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
755,394,341円（予定使用電力量 25,316,523kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(財務課)

雑 報

福島県道路公社理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。

令和五年二月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県道路公社公告第二号

有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件（平成十三年福島県道路公社公告第二号）の一部を次のように変更し、令和五年三月二十七日から適用する。

令和五年二月二十八日

福島県道路公社

理事長 鈴木 良 治

一の料金の額の備考2を次のように改める。

2 障害者割引については次のとおりとする。

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ、ロ又はハの要件を満たすものとして、福島県道路公社が別に定める有料道路における障害者割引措置実施要領（以下「要領」という。）に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車については、徴収する料金の割引率は五割以下とする。

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携帯して自ら運転する自動車のうち、日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定めるもの。

ロ 手帳の交付を受けている者であつて、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき要領で定める重度に該当する者（以下「重度障害者」という。）が、手帳を携帯して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち、日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続

して日常的に介護している者）が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領に定めるもの。
ハ イ又はロの要件を満たす自動車以外の自動車であつても、要領に定めるものについては本割引を適用するものとする。